

経 済 産 業 省

20181206貿局第1号
輸出注意事項30第31号

包括許可取扱要領の一部を改正する通達を次のように制定する。

平成30年12月19日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

包括許可取扱要領の一部を改正する通達

包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成31年1月9日から施行する。ただし、エリトリアに係る部分の改正については、平成30年12月19日から施行する。

包括許可取扱要領の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）

改 正 後				現 行																																											
[別表A] 特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／ 特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス [1の項]～[9の項] (略) [10の項]				[別表A] 特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／ 特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス [1の項]～[9の項] (略) [10の項]																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">仕向地 輸出令別表第1項番</th> <th>い地域①</th> <th>と地域②</th> <th>ち地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>輸出令別表第1の10の項 (7)に掲げる貨物であつて、 貨物等省令第9条第9号ニに該当するもの</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>輸出令別表第1の10の項 (7)に掲げる貨物であつて、 貨物等省令第9号の3に該当するもの</u></td> <td><u>特別一般 一般</u></td> <td><u>特別一般</u></td> <td><u>二</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域	(略)	(略)	(略)	(略)	輸出令別表第1の10の項 (7)に掲げる貨物であつて、 貨物等省令第9条第9号ニに該当するもの	(略)	(略)	(略)	<u>輸出令別表第1の10の項 (7)に掲げる貨物であつて、 貨物等省令第9号の3に該当するもの</u>	<u>特別一般 一般</u>	<u>特別一般</u>	<u>二</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">仕向地 輸出令別表第1項番</th> <th>い地域①</th> <th>と地域②</th> <th>ち地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>輸出令別表第1の10の項 (7)に掲げる貨物であつて、 貨物等省令第9条第9号ニに該当するもの</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域	(略)	(略)	(略)	(略)	輸出令別表第1の10の項 (7)に掲げる貨物であつて、 貨物等省令第9条第9号ニに該当するもの	(略)	(略)	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域																																												
	(略)	(略)	(略)	(略)																																											
輸出令別表第1の10の項 (7)に掲げる貨物であつて、 貨物等省令第9条第9号ニに該当するもの	(略)	(略)	(略)																																												
<u>輸出令別表第1の10の項 (7)に掲げる貨物であつて、 貨物等省令第9号の3に該当するもの</u>	<u>特別一般 一般</u>	<u>特別一般</u>	<u>二</u>																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																												
仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域																																												
	(略)	(略)	(略)	(略)																																											
輸出令別表第1の10の項 (7)に掲げる貨物であつて、 貨物等省令第9条第9号ニに該当するもの	(略)	(略)	(略)																																												
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																												
[11の項]～[15の項] (略)				[11の項]～[15の項] (略)																																											
[別表B] 特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／				[別表B] 特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／																																											

特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス

[1の項] (略)
[2の項]

提供地 外為令別表項番	提供地			
	い地域 ①	い地域 ②	ろ地域 (ち地 域を除 く)	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第1項第1号に該当するもの(輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))又は医薬品として使用されるものに限る。)の使用に係る技術に限る。	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[3の項] ~ [15の項] (略)

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局332号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙の注抜粋)

仕向地及び 提供地 国・地域名	提供地		
	(略)	と地域②	ち地域

特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス

[1の項] (略)
[2の項]

提供地 外為令別表項番	提供地			
	い地域 ①	い地域 ②	ろ地域 (ち地 域を除 く)	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第1項第1号に該当するもの(輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの(試薬又は標準物質として使用されるものに限る。))の使用に係る技術に限る。	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[3の項] ~ [15の項] (略)

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局332号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙の注抜粋)

仕向地及び 提供地 国・地域名	提供地		
	(略)	と地域②	ち地域

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
エリトリア	(略)	<u>○</u>	<u>(削る)</u>	エリトリア	(略)	<u>(新設)</u>	<u>○</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)